平成２３年（フ）第３５８号
千葉県市原市姉崎2294番地
債務者　浦部クニ子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３７１号
千葉県市原市青柳703番地１
債務者　村川　俊子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６３号
静岡県熱海市和田町８―10、住民票上の住所静岡県熱海市桜町６番14号
債務者　平岩美知子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
静岡県三島市八反畑129番地の３
債務者　石川　順子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
静岡県裾野市葛山616番地
債務者　井上　美鈴
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
静岡県田方郡函南町仁田819番地の１　エクセレンスハイム王今103、前住所静岡県田方郡函南町柏谷1042番地の13
債務者　木村　喜子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
静岡県沼津市我入道林町492番地の１　ハヤシコーポ302
債務者　山田　貴春
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
静岡県沼津市井出1222番地の３、前住所静岡県沼津市東椎路1007番地の11　青山ハイツＡ―304
債務者　ＧＩＬＡＮＩ　ＳＨＡＲＩＢ
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
茨城県笠間市南友部81番地５　市川榮方、前住所静岡県沼津市東椎路1007番地の11　青山ハイツＡ―304
債務者　ギラニさとみ
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
静岡県駿東郡長泉町南一色136番地の５　プリマベーラ202号
債務者　杉山恵美子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
静岡県三島市中島181、住民票上の住所静岡県田方郡函南町新田106番地
債務者　植松壽美子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
静岡県御殿場市新橋1689番地の１　アベニュー向Ｄ202
債務者　佐野久美子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５３４号
愛知県瀬戸市末広町２丁目11番地
債務者　近藤　　浩
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３０号
名古屋市千種区徳川山町５丁目２番４―102号　金児荘
債務者　久保　清一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６６号
名古屋市中区正木３丁目４番33号　市営正木荘Ａ棟503号
債務者　前川　　勝
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６７号
名古屋市中区正木３丁目４番33号　市営正木荘Ａ棟503号
債務者　前川　美知
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７３号
名古屋市中川区豊成町１番３―412号　豊成団地
債務者　杉山　妙子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部